

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正  
する規則制定の件

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則  
を次のように制定するにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」  
第3条第2項の規定により令和3年3月25日に教育長の臨時代理により決定  
したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和3年4月14日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正  
する規則

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教  
育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「坂田教育次長」を「藤井教育次長」に改める。

第2条第2項中「事故があるときは」を「事故があるときに限り」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

教育次長の人事異動に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則

改正案

現行

(分担して所掌する事務)

第2条 教育次長は、次の区分により、その所掌の事務を担当する。

(1) 藤井教育次長

教育総括室

(2) 佐々木教育次長

学校教育部

2 教育長は、教育次長に長期にわたる事故があるときに限り、前項の規定にかかわらず、他の教育次長にその事務を担当させることができる。

(分担して所掌する事務)

第2条 教育次長は、次の区分により、その所掌の事務を担当する。

(1) 坂田教育次長

教育総括室

(2) 佐々木教育次長

学校教育部

2 教育長は、教育次長に長期にわたる事故があるときは、前項の規定にかかわらず、他の教育次長にその事務を担当させることができる。